

保 護 者 様

転学手続きについて

1. 「転出届」を担任に提出する。
 2. 保護者は、次のものを受領する。
 - (1) 「在学証明書」(スポーツ振興センター加入済証明)
 - (2) 転学児童・生徒教科用図書給与証明書
 - (3) 氏名ゴム印
 3. 市戸籍係で、住所変更手続き(転出)をする。
 4. 転出先市(町村)役所で、住所登録手続き(転入)をする。
 5. 市町村教委への手続き
「在学証明書」を提出し、転居先の市町村教委の発行する「転入学通知書」(転入校が指定されているもの)を受け取る。
 6. 指定を受けた学校に行って転入手続きをする。
その際、前学校で受領した「在学証明書」「転学児童生徒教科用図書給与証明書」「氏名ゴム印」と、転居先の市町村教委が発行した「転入学通知書」を、転学先学校長に提出する。
- ※ 各種集金等の精算をする。

鹿 沼 市 教 育 委 員 会